

# 消費者の窓

～第27号～

「消費者ホットライン」  
局番なしの ☎188 (土・日・祝)  
イヤヤ! 悪質商法

・越前市消費者センター  
(☎22-3773)

・相談日時/  
平日:午前8時半～午後5時



## プリカ詐欺にご用心

コンビニ等でプリペイドカードを購入し、カードに書いてある番号を教えるよう指示する詐欺が多発しています。身に覚えのない「プリカ詐欺」の請求にご注意ください。



### 「プリカ詐欺」の請求例

- ・身に覚えのない有料サイトの料金請求
- ・アダルトサイトのワンクリック請求
- ・サクラを使った出会い系サイト

### アドバイス

覚えのない請求などに簡単に返信してはいけません。他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号を伝えたりしてはいけません。

## 1回だけが定期購入に

スマホで SNS の広告を見て、通常価格より大幅に安い価格にひかれ、1回だけのつもりで化粧品やサプリメントなどを購入したところ、実際は定期購入が条件だったという相談が寄せられています。



### アドバイス

申し込みの際は、定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。スマホでは、画面をスクロールした最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があるので、注意が必要です。

## 買い取られた貴金属もクーリング・オフできます



「何でも買い取る」と電話があり、来訪してもらった。業者は、用意しておいたものはざっと見ただけで、「貴金属はないか」と聞いてきた。あまりにもしつこく言われ、仕方なく金のネックレスを見せたところ、「それを売って」と言われた。なかなか帰ってくれず怖かったので、4点売却し2千円を受け取った。後日、「返してほしい」と連絡したが、「既に手元にない」と断られた。

### アドバイス

訪問購入では、飛び込みの勧誘は禁止されています。しつこい勧誘や、買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止されています。

訪問購入についてもクーリング・オフが導入され、法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件に取り戻すことができます。なお、契約をしても、商品をその場で引き渡す必要はありません。